

障 発 0401 第 2 号
平成 27 年 4 月 1 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

放課後等デイサービスガイドラインについて

放課後等デイサービスの提供及び事業所運営については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の関係法令等に基づき行われているところであるが、今般、放課後等デイサービスの支援の質の向上を図るため、別紙のとおり「放課後等デイサービスガイドライン」を定めたので、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市におかれては、より一層の支援の質の向上に取り組まれるよう、管内放課後等デイサービス事業所に対し周知の上、格段のご指導をお願いしたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

おって、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。